第2の二の1及び2を次のように改める。

1　計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

2　計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏（一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域（介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）を、可能な限り一致させるよう、平成30年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。

また、病床の機能の分化及び連携を進めるに当たり、交通事情等の社会的条件、高齢者の増加、地域における患者の流出入の状況、医療資源の地域偏在等により、一の都道府県の区域内で必要な医療提供体制の確保が困難である場合には、近隣の都道府県や広域の区域と連携する方策等を検討し、所要の体制整備を図っていくことも重要である。

第2の二に次のように加える。

3　基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

第3の四中「（昭和57年法律第80号）」を削る。

○厚生労働省告示第四百三十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十八年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目	名称	申請者
ホスホリパーゼ	NZYM−LP株を利用して生産されたホスホリパーゼ	ノボザイムズ　ジャパン株式会社

○農林水産省告示第二千五百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

別表第二第十九号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1　吸収性局所止血材

○経済産業省告示第三百三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定したので、告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百九号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でするためができる事務所を指定した件）は廃止する。

平成二十八年十二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号　経済産業省内

北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道経済産業局内

北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道産業保安監督部内

宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北経済産業局内

宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二十三号仙台第二合同庁舎　関東東北産業保安監督部東北支部内

埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東経済産業局内

埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東東北産業保安監督部内

東京都文京区湯島四丁目六番十五号湯島地方合同庁舎　関東経済産業局東京通商事務所内

神奈川県横浜市中区日本大通十一番地横浜情報文化センター　関東経済産業局横浜通商事務所内

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部経済産業局内

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部近畿産業保安監督部内

富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局内

富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　近畿経済産業局内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　中部近畿産業保安監督部近畿支部内

兵庫県神戸市中央区海岸通二十九番地神戸地方合同庁舎五階　近畿経済産業局神戸通商事務所内

広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国経済産業局内

広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国四国産業保安監督部内

香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　四国経済産業局内

香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　中国四国産業保安監督部四国支部内

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州経済産業局内

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州産業保安監督部内

沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎一号館　那覇産業保安監督事務所内